

第

1

章

地域福祉について

- 1 計画の策定にあたって
- 2 地域福祉とは
- 3 地域福祉計画とは

第1章 地域福祉について

1 計画の策定にあたって

近年、少子高齢化の急激な進行や、核家族化、単身世帯の増加、地域からの孤立等、社会情勢や家族の形態、また地域社会の変化に伴い、地域における課題や住民のニーズは複雑化かつ多様化しています。

だれもが住み慣れた地域で、今後もずっと安心して生活を送るためには、高齢者・障がい者・児童等、対象にに応じて提供される個々の福祉サービスを整備するだけでなく、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる連携による総合的な取り組みが求められます。

それに加え、地域の課題や生活の課題を、住民一人ひとりが「我が事」として受け止め、地域の中で住民相互の支えあい、助けあいが活発に展開されていくことが重要です。

本市の将来構想として平成21年度に策定した「第4次三郷市総合計画」では、「きらりとひかる田園都市みさと～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち」を将来都市像として定めており、まちづくり方針の一つである「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」に、「互いに支え合う福祉のまちを実現する」、「地域福祉の推進」を位置づけています。

また、平成24年度に策定した「第2次三郷市地域福祉計画」では、「おたがいさま」・「おかげさま」・「ありがとう」を合言葉に、平成25年度から平成29年度までを計画期間として、互いに支えあうまちづくりの実現を目指し、さまざまな取り組みを進めてきました。

これらのことを踏まえて、本市では、地域福祉のより一層の充実を図り、推進するため、「第3次三郷市地域福祉計画」を策定しました。

なお、第3次計画策定にあたり、第2次計画策定時に実施した市民懇談会やパブリック・コメントに加え、より多くの市民の意見を計画に反映するため、市民アンケートを実施しました。地域福祉活動に対する市民の意識を、だれもがわかりやすい形に表し、さらなる地域福祉の充実を図り、子どもから高齢者まで安心して生活でき、みんなが地域で活躍し、主役となるようなまちを築きあげていくための計画としました。

2

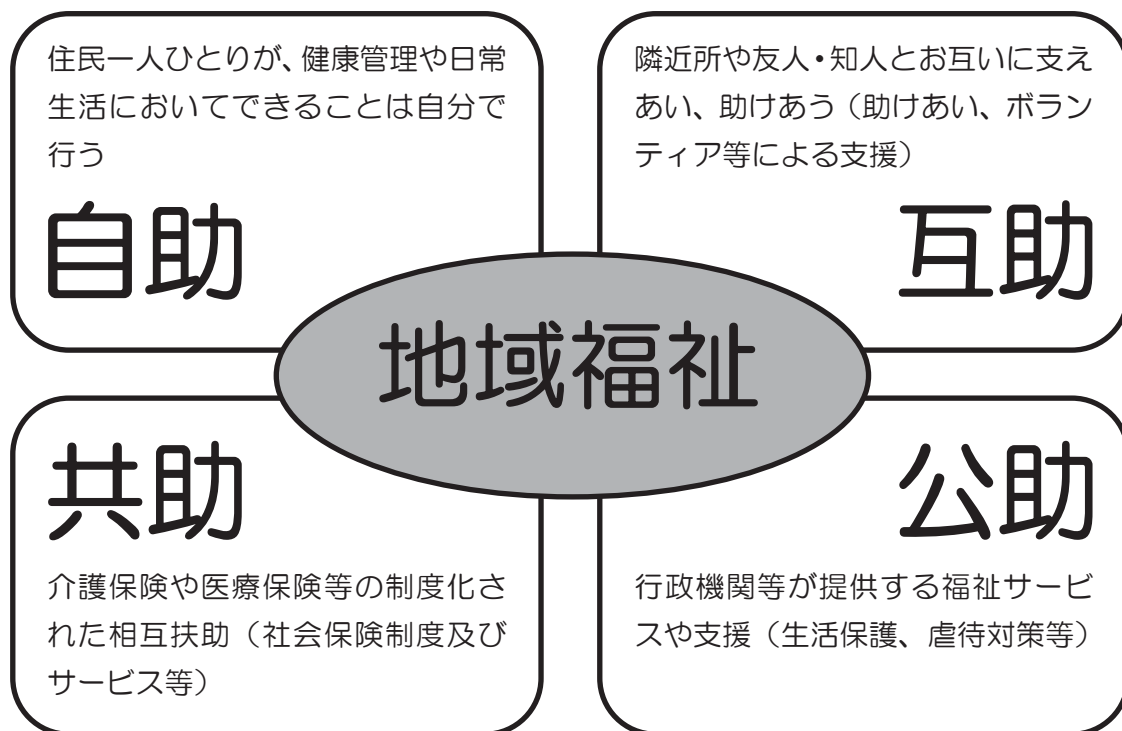
地域福祉とは

地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、生活をより豊かで安心できるものにするために、住民・行政・社会福祉関係団体等が、ともに支えあう地域づくりを行うことです。

そのためには、住民一人ひとりが「自分たちが暮らす地域は自分たちの手で育てていこう」という意識を持ち、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域で支えあい、助けあう「互助」の考え方を持つことが必要です。

そして、行政には、介護保険や医療保険等、費用負担やサービス内容が制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、住民の活動や市民活動団体による取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行い、生活保護等、税により必要な福祉サービスを提供する「公助」の役割が求められています。

■「自助」「互助」「共助」「公助」の関係性



(1)法令等の根拠

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、市町村が行政計画として策定するものです。

社会福祉法(抄)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置づけ

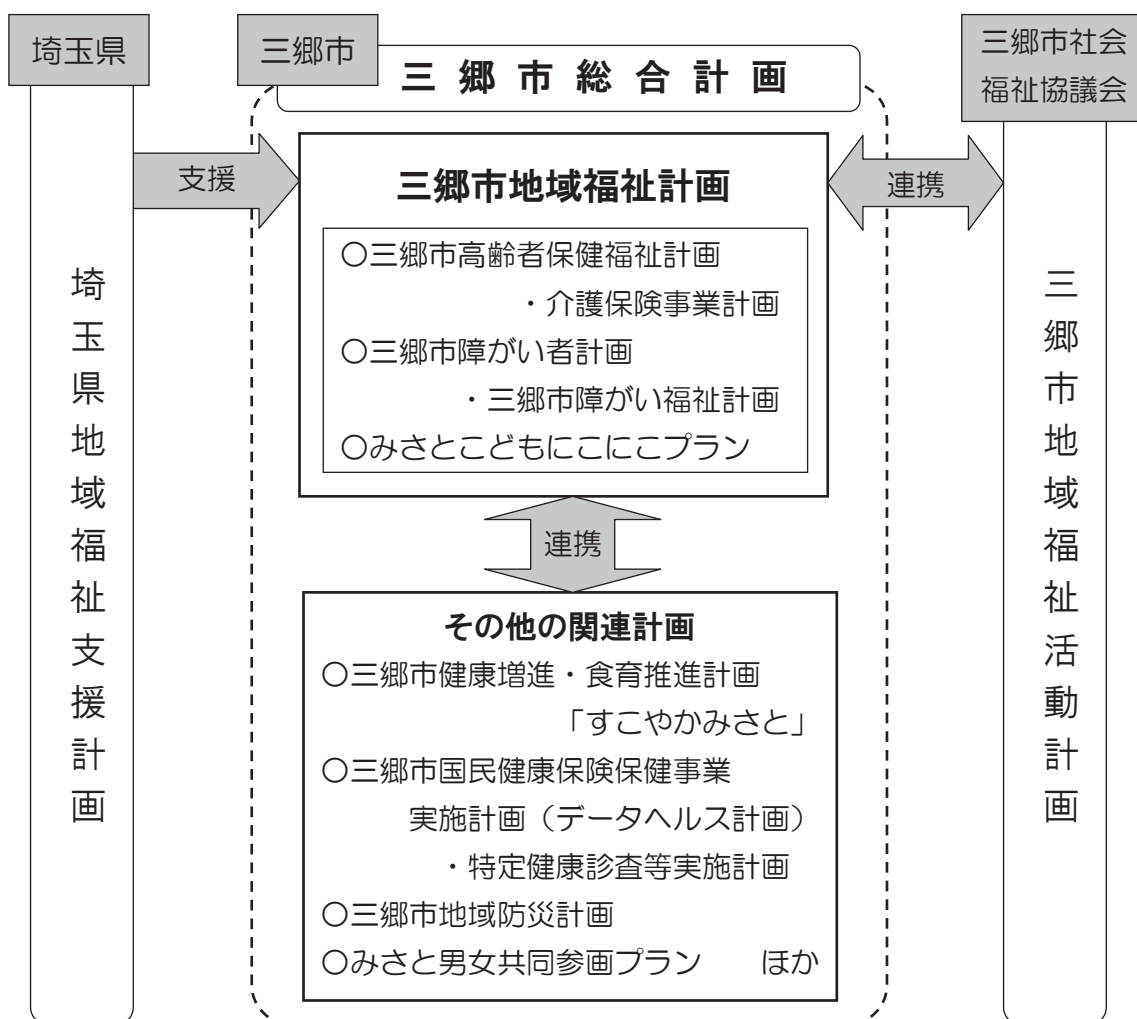
本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。

平成 21 年度策定の第 4 次三郷市総合計画における、まちづくり方針 6 の「健やかで自立した生活を支え合うまちづくり」を推進するための分野別個別計画として、地域福祉を総合的に推進する理念や方向性を示します。

市の福祉部門の計画の上位計画として、高齢者・障がい者・児童といった対象ごとの福祉に関する各個別計画と整合性をもち、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保し、それぞれの分野固有の施策や達成目標等については各個別計画に基づいて推進し、各個別計画の全部又は一部をもって本計画の一部とみなします。

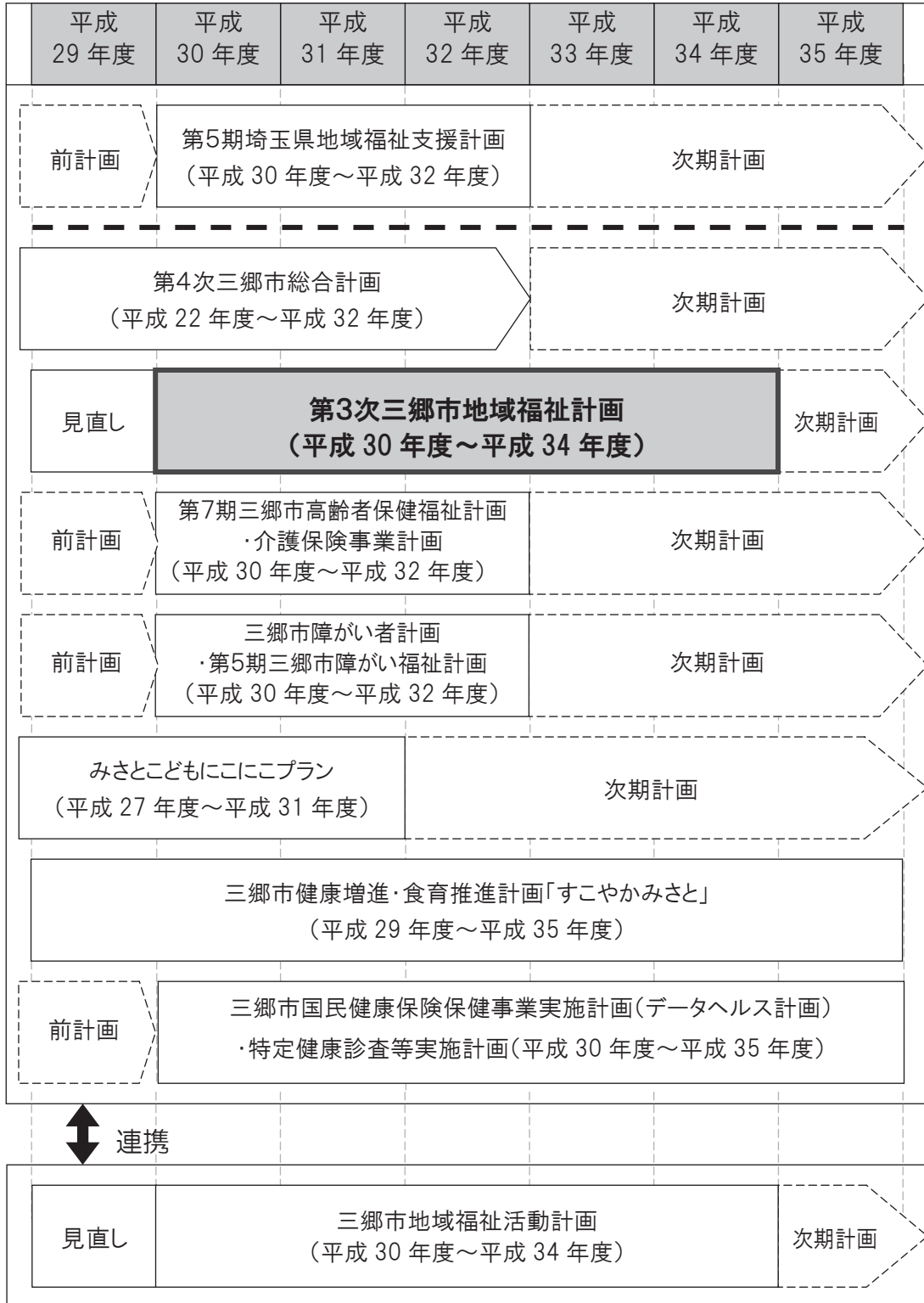
また、三郷市社会福祉協議会策定の「三郷市地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進します。

■ 計画の位置づけ



(3)計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とします。
 なお、平成34年度に計画の見直しを行うものとします。



(4) 計画の策定体制

本計画は、「三郷市地域福祉計画推進懇話会」・「三郷市地域福祉計画関係行政協議会」、及び市民と行政との協働におけるさまざまな意見を取り入れ、策定したものです。

○三郷市地域福祉計画推進懇話会

各種団体の代表者・一般市民からの公募により選出された委員により、計画に係る事業の進捗管理、評価、見直し及びその他計画の推進に関することを所掌します。

○三郷市地域福祉計画関係行政協議会

庁内の推進体制として、地域福祉計画推進施策等に関わる事業を担当する課で構成し、計画の推進と施策展開の連携調整を図ります。

○市民と行政との協働

①市民アンケートの実施

本計画の策定にあたり、より多くの幅広い市民からの意見を計画に反映させるため、市民アンケートを実施しました。18歳以上の市民から無作為抽出による2,000名にアンケートを発送し、市民の皆さまの地域社会に対する関心や、地域での課題等の調査を行いました。

②市民懇談会の開催

本計画の策定にあたり、地域の現状や課題等を把握し、計画に反映するために、市民懇談会を実施しました。三郷市を3地区に分け、各地区において、地域の課題や、その解決策等について議論しました。

③パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民から意見を求めるため、平成29年11月28日（火）から平成29年12月27日（水）までの期間、パブリック・コメントを実施しました。

(5) 計画の進行管理体制

本計画の着実な推進を図るためには、計画がどこまで進んできたのか、進行管理を市民レベルでしっかりと行うことが必要です。また、地域福祉をめぐる社会環境や制度が目まぐるしく変化することも予想される中で、随時、推進事業の検証、見直しを柔軟に進めていくことも大切です。

本計画の進行管理については、具体的な推進体制として設置する「地域福祉計画推進懇話会」の組織を活用し、計画の推進体制を構築します。